社会福祉法人 香取市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人香取市社会福祉協議会(以下、「本会」という。) の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定め るものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬ついては、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、法人業務を行う場合に別表のとおり費用を弁償する。ただし、交通 費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、本会の職員旅費規程を準用し、旅 費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

- 1 理事会、評議員会及び監事監査に出席したときの費用弁償の額 1回 2,000円
- 2 正副会長会議、会長等の招集による委員会等に出席したときの費用弁償の額 1回 2,000円
- 3 その他、会長の命により法人業務に必要な会議及び行事等に出席したときの費 用弁償の額 1回 2,000円